

# 携帯用丸のこ盤作業従事者安全教育 案内書

## 教育内容

- 平成22年7月14日付け基安発0714第1号「建設業等における「携帯用丸のこ盤」を使用する作業に従事する者に対する安全教育の徹底について」に基づいて、携帯用丸のこ盤を用いる作業を行わせる場合は、特別教育に準じた教育を実施することが必要です。
- この「携帯用丸のこ盤作業従事者に係る安全教育講習」を修了した者は、特別教育に準じた教育を実施した者として携帯用丸のこ盤を用いる作業に従事させることができます。

## 丸のこの種類 例

【丸のこ盤】



【可動式丸のこ盤】



【携帯用丸のこ盤】



## 受講資格

携帯用丸のこ盤の正しい取扱い方法及び安全装置の作動状況の確認について0.5時間以上実技教育を実施している事を、講習申込書に事業者証明印で証明されている事が必要です。

## 教育科目

**研修内容** : 携帯用丸のこ盤に関する知識(0.5H)、携帯用丸のこ盤を使用する作業に関する知識(1.5H)、安全な作業方法に関する知識(0.5H)、携帯用丸のこ盤の点検及び整備に関する知識 (0.5H)、関係法令(0.5H)

## 受講料金

… 令和7年2月1日現在

一般 : 研修料 7,700円、テキスト代 1,210円、合計 8,910円  
会員 : 研修料 6,600円、テキスト代 1,210円、合計 7,810円